

**一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院**  
**物品管理等総合業務委託プロポーザル競技**

一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院における物品管理等総合業務の委託先を選定するため、プロポーザル競技を実施します。

**1 委託概要**

(1) 発注者

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院

(2) 委託業務名

物品管理等総合業務

(3) 業務項目

ア 物品調達業務

イ 役務

(ア) 診療材料等管理業務

(イ) 医薬品管理支援業務

(ウ) 滅菌管理業務

(エ) 手術室支援業務

(オ) 搬送業務

※詳細は別紙「一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院 物品管理等総合業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 実施場所

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院  
(新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地)

(5) 委託期間(予定)及び契約方式

委託期間及び契約方式は次のとおりとする。

なお、契約に当たっては、毎年3月に開催される一般財団法人新潟県地域医療推進機構臨時評議員会において、次年度の収支予算が承認されることが条件となる停止条件付契約となる点に留意すること。

業務名称	委託期間(予定)	契約方式
物品調達業務	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで	単価 売買契約
役務	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで	総価 請負契約

(6) 提案上限金額(税抜)

324,108,000円

※提案上限金額は委託期間の総額とし、評価の基準に用いる金額のため、委託費の予算を示すものでない点に留意すること。

なお、上限金額を超えた提案をした者は、失格となります。

## 2 スケジュール（予定）

令和6年10月4日（金）	公告、プロポーザル競技実施要領の交付開始 参加資格に関する質問受付開始 業務説明会（内覧会）参加申請書の受付開始 プロポーザル競技参加申請書の受付開始
令和6年10月11日（金） 午後5時	業務説明会（内覧会）参加申請書の受付締切
令和6年10月17日（木）	業務説明会（内覧会） プロポーザル競技実施要領の交付終了
令和6年10月21日（月） 午後5時	参加資格に関する質問受付締切
令和6年10月24日（木） 午前9時以降	参加資格に関する質問への回答通知 （実施要領の交付を受けている者全員に回答）
令和6年10月30日（水） 午後5時	プロポーザル競技参加申請書の受付締切
令和6年11月1日（金） 午前9時以降	参加資格の審査結果通知 企画提案書等作成に関する質問受付開始 企画提案書等の受付開始
令和6年11月7日（木） 午後5時	企画提案書等作成に関する質問受付締切
令和6年11月11日（月） 午前9時以降	企画提案書等作成に関する質問への回答通知 （参加資格を有する者全員に回答）
令和6年11月14日（木） 午後5時	企画提案書等の受付締切
令和6年11月21日（木）	企画提案書等に関する発注者からの疑義照会
令和6年11月26日（火）	プロポーザル・ヒアリングの実施
令和6年11月29日（金）	審査結果の発表（ホームページ） プロポーザル競技参加者への結果通知

## 3 プロポーザル競技への参加手続

プロポーザル競技への参加を希望する者は、下記により「一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院 物品管理等総合業務委託プロポーザル競技実施要領（以下「実施要領」という。）の交付を受け、実施要領に従い参加申請の手続きを行うこと。

なお、共同企業体（共同企業体の結成を予定している者を含む。以下同じ。）による参加を希望する場合は、共同企業体の代表となる者が実施要領の交付を受けること。

### (1) 交付期間

令和6年10月4日（金）から令和6年10月17日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 交付方法

実施要領及び添付書類について、紙媒体で交付する。(電子データが必要な場合は、その旨申し出ること。)

(3) 交付場所

〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地

一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院 事務部総務課

電 話：025 (777) 3200 FAX：025 (777) 2811

メール：ukb-shisetsu@ncmi.or.jp

※ 事前連絡の上、来院すること。

#### 4 プロポーザル競技参加資格

プロポーザル競技に参加することのできる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であつて、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県から指名停止措置を現に受けていない者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

エ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23条)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

カ 業務上の事故(対人及び対物)により、病院又は第三者に損害を与えた場合の損害賠償を目的とする保険に加入している、若しくは業務開始までに加入する見込みのある者であること。

キ 仕様書で定める物品調達業務(診療材料及び医薬品)及び役務(診療材料等管理、医薬品管理支援、滅菌管理、手術室支援、搬送の全ての業務)について、一般病床300床以上の病院での業務実績があること。

ク 業務運営に関して、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている、若しくは業務開始までに受ける見込みのあること。

ケ 財団法人医療関連サービス振興会の認定制度による滅菌消毒業務の医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。

コ 実施要領の交付を受けていること。

## (2) 共同企業体

ア (1) アからカに掲げる要件のすべてを満たす構成員（個人又は法人）により自主的に結成されたものであること。

イ プロポーザル競技終了から契約締結に至るまでの間に、次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定書（原本）を提出できること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称、権限

(オ) 構成員の出資比率又は分担業務

(カ) 各構成員の責任

(キ) 共通経費の分担

(ク) 取引金融機関

(ケ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に関する措置

(サ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(シ) その他必要な事項

ウ 構成員のいずれかが(1)キ、ク及びケに掲げる要件を満たしていること。

エ いずれの構成員も、本プロポーザル競技の参加者（他の共同企業体の構成員である場合も含む。）になっていないこと。

オ 実施要領の交付を受けていること。

## 5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出する書類の作成、提出及びプロポーザル・ヒアリングへの出席に要する一切の費用は、参加者の費用とする。

(3) 提出された書類は、プロポーザル競技に係る審査に使用する場合を除き、参加者に無断で使用しないものとする。

(4) 審査に当たり、提出された書類について必要な範囲で複製を行うことがある。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 提出された書類について、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。

(7) 企画提案書等に記載された責任者について、特別の理由があるものと発注者が認めた場合を除き、変更することは認められない。

(8) 本プロポーザル競技の公告日から最優秀提案者の発表日までの間、発注者の役職員に対して本業務委託に関する営業活動を行うことを禁止する。

(9) 参加者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(10) 業務の再委託については、原則として認めない。